

教育費の公私負担

—企業による支援のあり方—

東北大学経済学部経営学科

B4EB1191 中野 遥

目次

序章

- 第1節 研究動機
- 第2節 研究目的
- 第3節 本論文の構成

第2章 理論編

- 第1節 CSRの定義
- 第2節 日本における奨学金制度
- 第3節 奨学金を取り巻く現状
- 第4節 給付型奨学金制度
- 第5節 諸外国との比較

第3章 分析編

- 第1節 民間団体による給付型奨学金制度
 - 第1項 公益財団法人電通育英会
 - 第2項 公益財団法人コカ・コーラ教育環境財団
 - 第3項 給付型奨学金制度の比較
- 第2節 企業による返済支援制度
 - 第1項 株式会社ニフコ
 - 第2項 株式会社ノバレーゼ
 - 第3項 返済支援制度の比較

第4章 考察・提言

おわりに

参考文献・資料・ホームページ

序章

第1節 研究動機

日本学生支援機構によれば、大学生の「2人に1人」が奨学金を利用している。¹ 筆者自身も大学1年次から奨学金を受給してきた。2017年3月31日、返済不要の給付型奨学金事業を実施するための改正日本学生支援機構法が、参院本会議において全会一致で可決、成立した。² 2016年度までは同機構の奨学金制度は貸与型に限られていたが、上記の法改正により、給付型奨学金が2018年度から本格的に導入される予定であり、社会的にも奨学金制度に対する関心が高まっていると言える。しかし、まだ対象は限定的であるため、従来通りの貸与型奨学金を借りる学生が大多数であることに変わりはない。奨学金といっても貸与型である場合には、卒業後に返済が必要となる。そのため、貸与型奨学金を利用することは、学生の頃から借金をしていると言い換えることができる。借金と考えると、貸与型奨学金を利用してまで大学に行こうとはしない人も少なからず存在するだろう。では、給付型奨学金をより拡張していけばよいのだろうか。財源に限りがあるため、今すぐ拡張していくことはできないと考えられる。そこで、国にだけ頼るのではなく、企業が学生を支援する方法はないかと思い、企業による奨学金制度のあり方を演習論文のテーマとして設定した。

第2節 研究目的

多くの学生が奨学金を受給している中で、国だけでなく様々な民間団体も学生の支援を行っている。諸外国に比べ、教育に対する支出割合が低く、貸与型奨学金が一般的である日本において、今後の奨学金制度がどのような方向へと向かっていくべきなのか、国がカバーしきれない部分を企業等がサポートしていく方法として何が考えられるのか、現状や他国との比較から考察していく、というのが本研究における目的である。

第3節 本論文の構成

第2章では、現在の日本における奨学金制度および、大学生を取り巻く現状、来年度から本格実施が予定されている給付型奨学金制度についてまとめていく。第3章では、民間団体による給付型奨学金制度に加え、企業による返済支援制度について分析し、第4章では前章で挙げた制度のあり方について考察し提言する。

第2章 理論編

第1節 CSRの定義

CSR (Corporate Social Responsibility) は日本では一般的に「企業の社会的責任」

¹ NIKKEISTYLE マネー研究所 奨学金、国が給付型新設 大学や企業も独自に支援

² 産経ニュース 2017.3.31 給付型奨学金が実現可能に

と訳される。しかし、その定義は多岐にわたっている。国内外問わず様々な団体がそれぞれ CSR の定義を示しているが、日本経済団体連合会の倫理規定『企業行動憲章』の序文には、以下のように記されている。

具体的には、企業は、これまで以上に消費者の安全確保や環境に配慮した活動に取り組むなど、株主、投資家、消費者、取引先、従業員、地域社会をはじめとする企業を取り巻く幅広いステークホルダーとの対話を通じて、その期待に応え、信頼を得るよう努めるべきである。

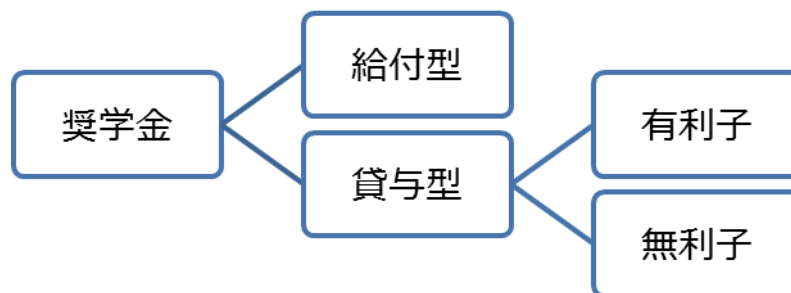
3

この中でも特に、「企業を取り巻く幅広いステークホルダーとの対話を通じて、その期待に応え、信頼を得るよう努めるべきである」という部分が重要であると考えた。他の団体の定義では CSR を「企業活動が与えた社会や環境に対する影響の責任をとる行動」と捉えているものが多く見られる。企業行動憲章に記載されている内容は、誰に対して行う活動であるかを、より明確にかつ広く示しており、期待に応え、信頼を得るよう努める行動であるとしている点に共感した。そのため、本稿では上記を参考とする。

また、P.F.ドラッカーによれば、社会的責任の問題は2つ領域によって生ずる。第一に、自らの活動が社会に対して与える影響から生ずる。第二に、自らの活動とは関わりなく社会自体の問題として生ずる。しかし、この二つの社会的責任はまったく違う性格のものである。前者は、組織が社会に対して行ったことに関わる責任であり、後者は、組織が社会のために行えることに関わる責任である。⁴ 本稿では、二つ目の領域として挙げられている、自らの活動とは関わりなく社会自体の問題に対する社会的責任に重きを置くこととする。

第2節 日本における奨学金制度

奨学金の目的は、学資の援助をすることで教育の機会均等に寄与することである。現在日本では、貸与型奨学金が一般的であるが、奨学金は以下の図のように分類できる。



(筆者作成)

³ 一般社団法人日本経済団体連合会 企業行動憲章

⁴ P.F.ドラッカー著 上田惇生編訳 (2001)、p.93

支援元は主に、国（日本学生支援機構）、地方公共団体、学校、民間団体である。その中でも、奨学金を利用する学生の多くは日本学生支援機構から奨学金を受給している。同機構によれば、平成 28 年度には、高等教育機関の学生の 38%に相当する約 131 万人が貸与を受けた。⁵ 現在の機構の奨学金は貸与型が基本であり、第一種奨学金が無利子、第二種奨学金が有利子となっている。

また、学生時代に掛かる費用をまかなう方法として、奨学金以外に教育ローンが挙げられる。ここで、機構奨学金と教育ローンの違いを以下に示す。

	機構奨学金	教育ローン（融資）
事業目的	教育の機会均等	営利
貸与/融資を受ける者	経済的理由により、修学に困難がある優れた学生・生徒本人	学生・生徒の保護者等
基準	家計（家計支持者の収入・所得金額）、学力、健康、人物	一定額以上の収入、安定かつ継続した収入の見込み、勤続年数等の返済能力
貸与/貸付方法	原則として毎月の貸与	通常は一括貸付

（独立行政法人 日本学生支援機構

『日本学生機構奨学金の貸与と返還の現状』をもとに筆者作成)

上記より、機構奨学金は学生本人に貸与するが、教育ローンは学生の保護者に対して融資を行う。貸与や融資の基準も異なっており、機構奨学金は経済的事情だけでなく学力や人物なども見られる一方、教育ローンは保護者に返済能力があるかどうかを重視している。どちらも、後から返済が必要となるが、機構奨学金は学生本人に貸与することもあり、返済能力は一切考慮されていない。

以上のことより、日本における奨学金制度は、「経済的に進学・在学が困難である学生本人に対して、奨学金を貸与することで学資を援助する」制度であると言える。日本にある奨学金制度の中でも、最も利用者の多い日本学生支援機構の制度の概要は以下に示した通りである。

⁵ 独立行政法人 日本学生支援機構 『奨学金事業への理解を深めていただくために』 p.9-10

<平成28年度予算>

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、
 ①無利子奨学金の貸与人員の増員や、
 ②「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図る。

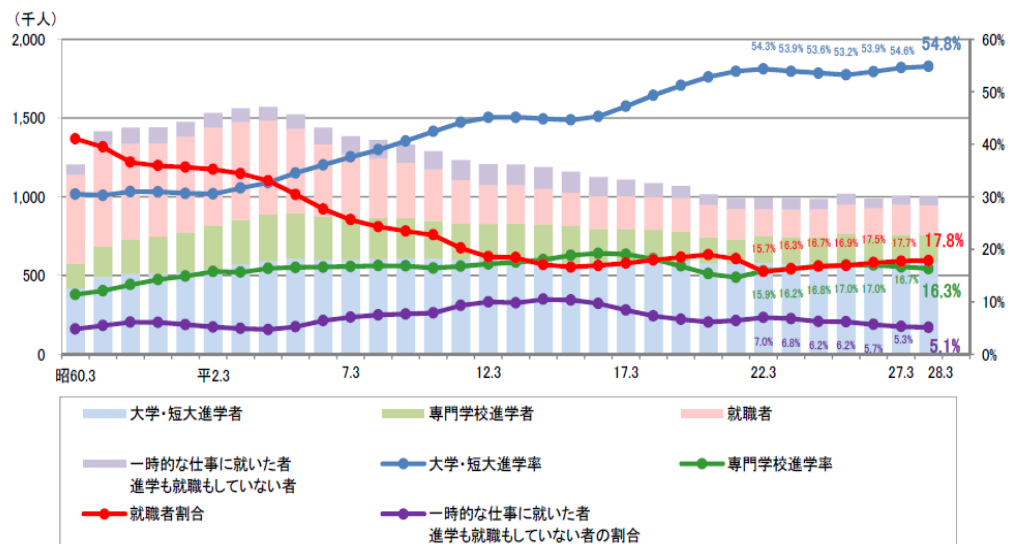
平成28年度予算額 貸与人員:131万8千人
 事業費総額:1兆908億円
 【他に被災学生等分5千人・36億円】
 ○「有利子から無利子へ」の流れの加速(無利子奨学金の拡充)
 ・貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員し、奨学金の「有利子から無利子へ」の流れを加速。
 <貸与人員> 無利子奨学金 47万4千人(1万4千人増※)
 ※うち新規貸与者の増員分6千人【この他被災学生等分5千人】
 (有利子奨学金 84万4千人(3万3千人減))
 ○「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速
 ・奨学金の返還の負担を軽減し、返還者の状況に応じてきめ細やかに対応するため、所得の捕捉が容易となる社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入を前提に、返還月額が卒業後の所得に連動する、「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けて、詳細な制度設計を進めるとともにシステムの開発・改修に着手する等の対応を加速。
 <システム開発・改修費> 5億円
 ※平成27年度補正予算額 23億円を計上

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	47万4千人(1万4千人増) 【他被災学生等分5千人】	84万4千人 (3万3千人減)
事業費	3,222億円(98億円増) 【他被災学生等分36億円】	7,686億円 (280億円減)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金	政府貸付金 一般会計:880億円 復興特会:28億円	財政融資資金 7,944億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力 ・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家計 (28年度採用者) 家計基準は家族構成等により異なる。(子供1人~3人世帯の場合) 一定年収(660万円~1,270万円)以下 ※貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等は全員採用	一定年収(840万円~1,650万円)以下
返還方法	卒業後20年以内 <所得連動返還型> 卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成28年3月貸与時7割) 利率見直し方式(5年毎) 0.10% 利率固定方式 0.16%

(参議院常任委員会調査室・特別調査室 『給付型奨学金の創設』 p.65)

第3節 奨学金を取り巻く現状

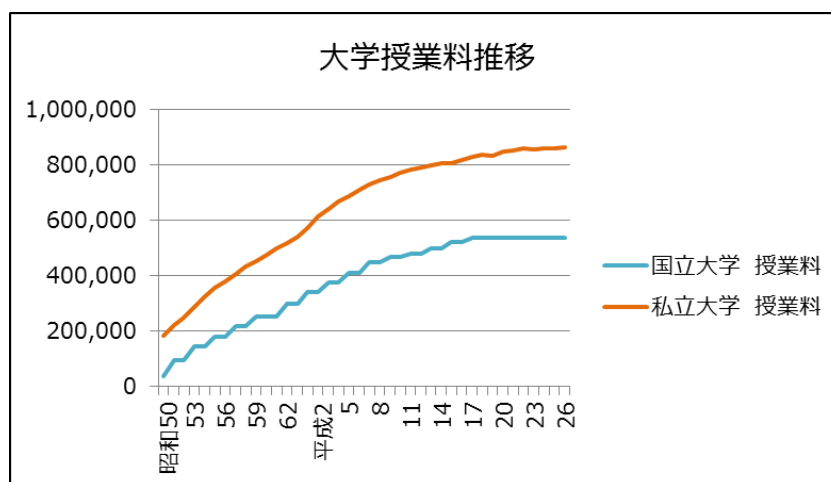
文部科学省によれば、平成28年度3月の大学・短期大学進学率(現役)は、54.8%である。このうち、大学(学部)進学率(現役)は49.3%であり、高等学校卒業者の半数以上が大学・短期大学に進学していることが分かる。



(文部科学省 『平成28年度学校基本調査(確定値)の公表について』 p.4 より抜粋)

大学へと進学する者が増えていく中で、大学の授業料も大きく増加してきた。以下は、

国立大学および私立大学の授業料の推移を表したグラフである。平成 26 年度時点で、国立大学の授業料は年間 535,800 円、私立大学の授業料は平均年間 864,384 円であった。国立大学は平成 17 年度からは一定であるものの、昭和 50 年時点では 36,000 円であり、30 年の間に 499,800 円の増加、約 15 倍もの額になっている。

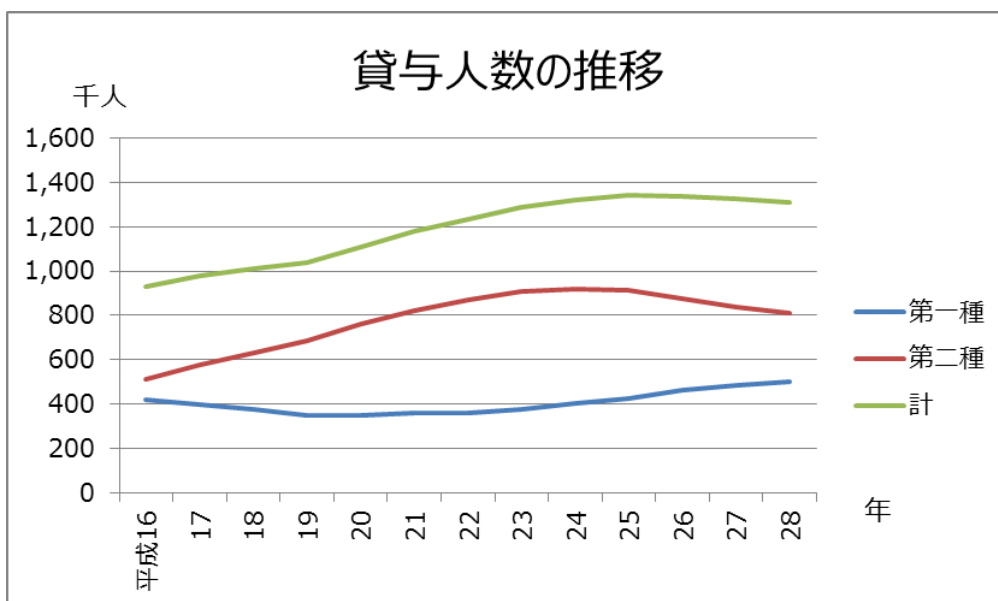
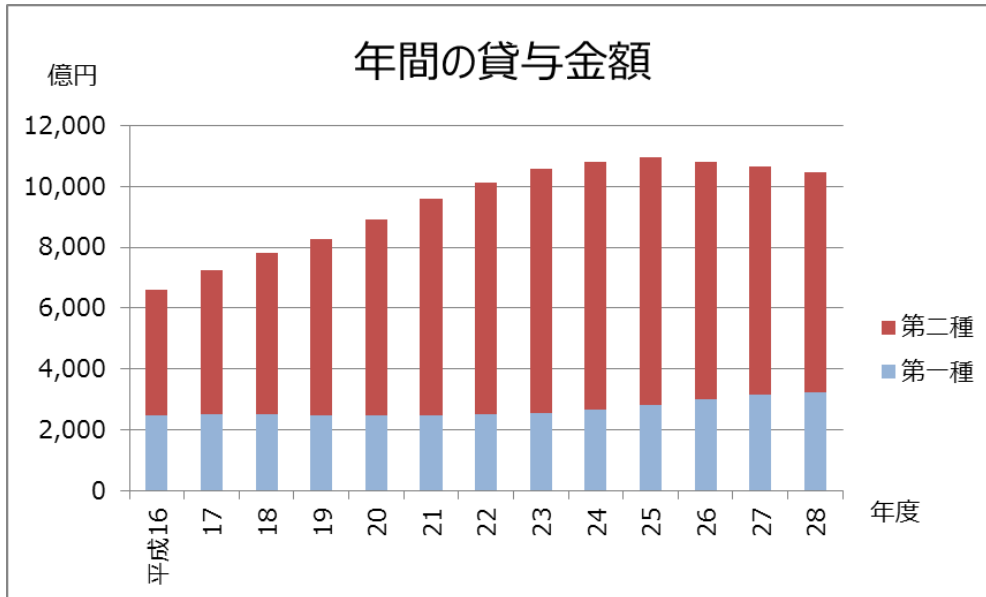


(文部科学省『国公立大学の授業料等の推移』をもとに筆者作成)

大学進学率が上昇するとともに、大学の授業料が増加してきた背景をふまえると、奨学金の受給者も増加してきたことが考えられる。実際に第一種、第二種奨学金⁶の当初予算額は年々拡大しており、平成 25 年度までは特に第二種奨学金が飛躍的に伸びていた。近年は、国による「有利子から無利子へ」の流れの加速の方針の下、無利子である第一種奨学金を拡充している。年間の貸与金額は平成 22 年度に 1 兆円を突破し、平成 25 年度をピークに微減傾向にある。第二種奨学金の貸与金額が最も多かった平成 24 年度は合計 10,815 億円で、第一種が 2,676 億円、第二種が 8,139 億円であった。平成 28 年度は合計 10,465 億円のうち、第一種が 3,225 億円、第二種が 7,240 億円となっている。5 年間で第一種奨学金は 549 億円増え、第二種奨学金は 899 億円減少しており、貸与金額に占める割合も第一種は約 24.7%から約 30.8%に、第二種は約 75.3%から約 69.2%となり、第一種奨学金の拡充が進んでいることが分かる。貸与人数にも同様の傾向がみられ、平成 25 年が合計 1,339 千人と最も多く、その後は減少している。平成 28 年度は合計 1,310 千人であり、種別で見ると、第一種奨学金は 500 千人 (約 38.2%)、第二種奨学金は 810 千人 (約 61.8%) となっている。5 年前の平成 24 年度は合計 1,319 千人で、その内訳は第一種 402 千人 (約 30.5%)、第二種 917 千人 (約 69.5%) であったため、それぞれ 10 万人近くの増減があった。⁷

⁶ 第一種、第二種ともに日本学生支援機構の貸与型奨学金。第一種奨学金が無利子であるのに対し、第二種奨学金は有利子。

⁷ 独立行政法人 日本学生支援機構 『奨学金事業への理解を深めていただくために』 p.18

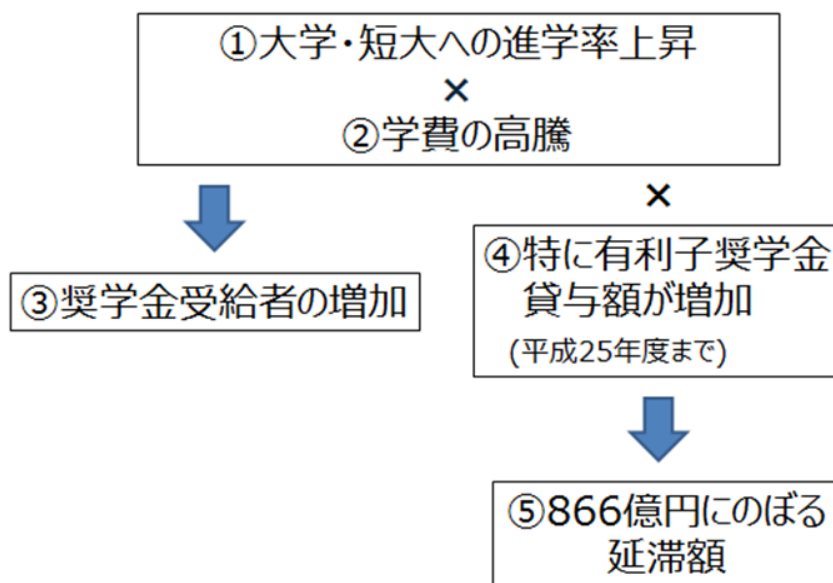


(独立行政法人 日本学生支援機構 『奨学金事業への理解を深めていただくために』
p.18 をもとに筆者作成)

また、貸与型であるため、卒業後には「返還」の義務がある。平成 29 年度予算では、事業費の 73.1%にあたる 7,884 億円の返還金が奨学金貸与事業に充当されている。延滞者数および延滞率は減少を続けているものの、平成 28 年度時点で 866 億円が延滞となっている。⁸

⁸ 脚注 7 と同 p.28,47

以上のことより、日本では高等学校卒業者の進学率が上昇しており、学費も高騰している。その結果、奨学金受給者が増加していると推測できる。また、機構奨学金の予算額が増加する中、平成 25 年度までは有利子の第二種奨学金が特に拡大していたことに加え、進学率の上昇による大卒等の割合も増えていたために、大学等に進学することが必ずしも安定した職に就けることに結びつかなくなっており、多額の延滞金が発生していると考えられる。



(筆者作成)

第 4 節 給付型奨学金制度

高等教育への進学にかかる費用は、所得の多寡にかかわらず相当の額が必要となるため、低所得世帯ほど経済的負担が重くなっている。⁹ OECD（経済協力開発機構）諸国では給付型奨学金は一般的であり、給付型奨学金制度が整備されていない国は、日本とアイスランドのみであった。アイスランドについても、学生の 8 割以上が通っている国公立大学においては授業料を徴収しておらず、国際比較の観点からも給付型奨学金制度の創設が求められてきた。¹⁰ 2016 年 6 月 2 日の「ニッポン一億総活躍プラン」等において政府は給付型奨学金の創設に向けた検討を行うこととした。政府は法律案を 2017 年 1 月 31 日に国会に提出し、法改正により、給付型奨学金制度が創設された。2018 年度から給付型奨学金の本格実施が予定されている中、先行実施として 2017 年度は大学など 946 校に進学した計 2,502 人が給付型奨学金の対象者に決まった。本格実施となる 2018 年度からは対象者を約 2 万人に拡大することとなっている。¹¹ 給付型奨学金の対象および給付

⁹ 文部科学省 『給付型奨学金制度の設計について』 p.2

¹⁰ 参議院常任委員会調査室・特別調査室 『給付型奨学金制度の創設』 p.68-69

¹¹ 日本経済新聞 『給付型奨学金 2502 人に 17 年度』 2017.10.13

月額とは以下のとおりである。

大学（学部）、短期大学、専修学校（専門課程）に進学を予定している人、及び高等専門学校3年生から4年生に進級する予定の人であって、以下のいずれかに該当する人

○住民税（所得税）非課税世帯のひと、又は生活保護受給世帯の人

○社会的養護を必要とする人※

※18歳時点で児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームに入所している人若しくは入所していた人、又は18歳時点で里親、小規模住居型自動養育事業（ファミリーホーム）委託者のもとで養育されている人若しくは養育されていた人

上記より、特に経済的に進学が厳しい学生だけが、給付型奨学金の受給対象となりうる事が分かる。具体的には、住民税非課税世帯を家計基準として設定している。下記の参考資料にもある通り、対象となる大学等への進学者は6.1万人程度と推計されている。その一方で対象者数は約2万人のため、すべてを補うことはできない。

参考:住民税非課税世帯の生徒数		高校1学年あたりの生徒数(概数)	
・児童養護施設退所者、里親出身者	約2千人	} うち対象となるのは 大学等進学者 (6.1万人程度と推計)	
・生活保護世帯※	約1.5万人		
・住民税非課税世帯※	約14.2万人		
※ 高校生等奨学給付金の受給実績に基づく	計15.9万人		

(文部科学省 『給付型奨学金制度の設計について』 p.3 より抜粋)

区分	自宅通学	自宅外通学
国・公立	20,000 円	30,000 円
私立	30,000 円	40,000 円

※国立で授業料の全額免除を受ける場合は、給付月額が減額される

※社会的養護が必要な人は、別途一時金として入学時に24万円を支給する

(独立行政法人 日本学生支援機構 『奨学金事業への理解を深めていただくために』

p.56 より抜粋)

給付月額は、現在の第一種奨学金の貸与月額と比べると、それぞれの区分において2万1,000円～2万5,000円低い額となっている。

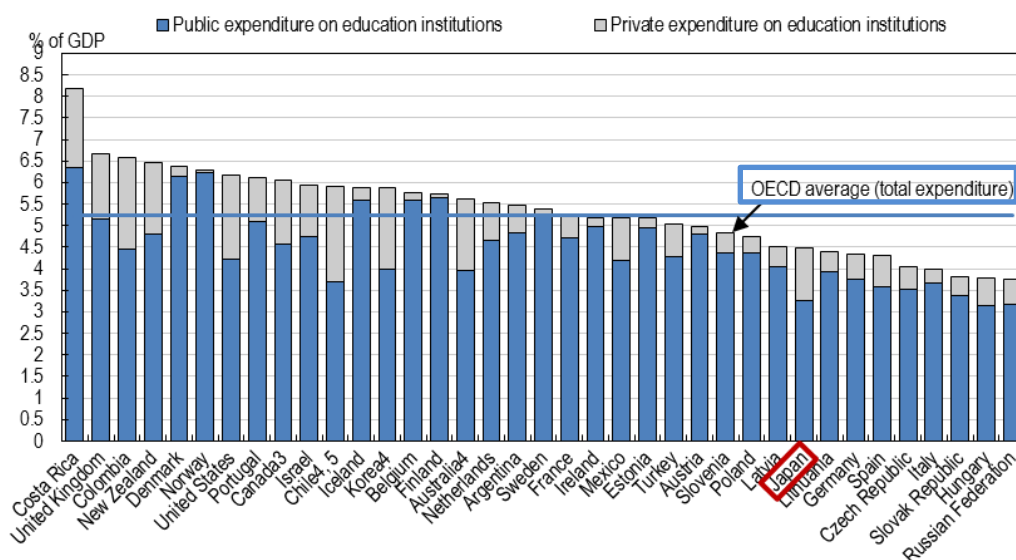
また、申し込みは在学する高等学校等を通して行い、大学等への進学後の申込受付は予定していない。これは、高等学校等の段階における学力・資質の評価にあたっては、継続的に当該生徒の評価を行ってきた在籍学校が判断することで最も適切な評価ができ

ると考えられるためである。対象者の選定の基準は、学習状況に加えて、進学の意欲や目的なども含めて総合的に判断すべきであり、機構が示す成績基準の目安等のガイドラインを参考とし、各学校において推薦の基準を定めて判断することとなっている。

第5節 諸外国との比較

日本の教育への公的支出が低いことはよく指摘されている（安田、2016）。2013年におけるOECD加盟国の初等教育から高等教育に対する支出は、平均で国内総生産（GDP）の5.2%を占め、国別にみるとルクセンブルクの3.5%からデンマークの6.7%まで幅がある。OECD平均の財源別の内訳は、公財政支出が4.5%で私費負担が0.7%である。

初等・中等・高等教育の教育機関に対する支出の対GDP比(2013年)

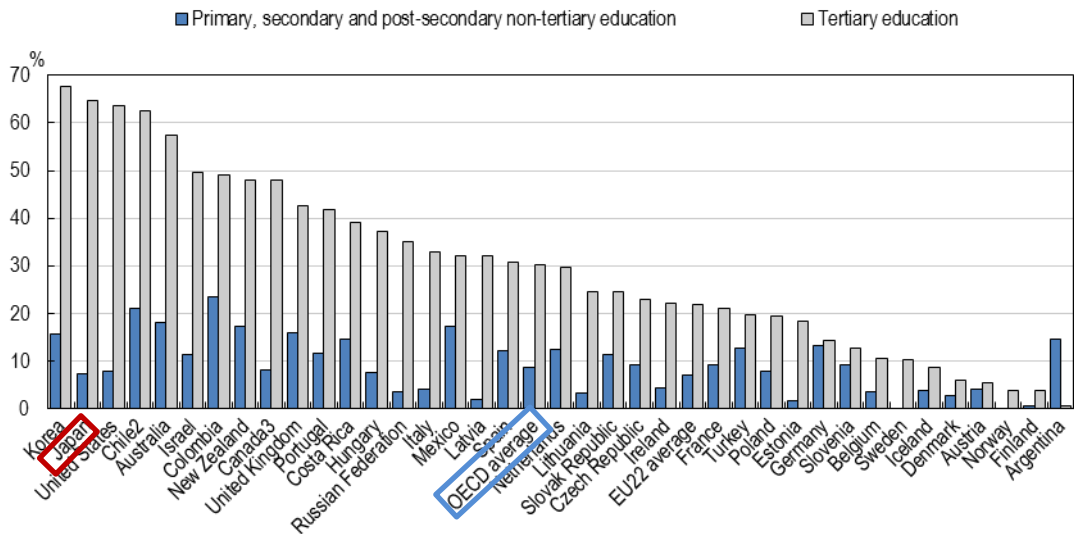


『図表でみる教育 OECD インディケータ（2016年版）』 p.232

棒グラフの青い部分が公財政支出、灰色の部分が私費負担を示している。赤枠で囲んだところが日本であり、教育機関に対する支出のGDP比がOECD加盟国平均より低くなっていること及び私費負担の割合が比較的高いことがグラフから読み取れる。日本の初等教育から高等教育に対する教育支出は、GDP比4.5%であり、財源別の対GDP比は、公財政支出が3.2%、私費負担が1.2%である。

OECD加盟国の平均では、初等教育から高等教育までの教育機関の全財源の84%を公財政支出が占める。下位の教育段階では私費負担の割合は小さく、初等・中等・高等教育以外の中等後教育は平均で91%近くが公財政支出で賄われている。一方、高等教育では、教育支出の公私負担割合の国によるばらつきが比較的大きい。これは、公財政によって賄われることが少ないためである。日本における高等教育段階の私費負担割合は65%と、OECD加盟国平均30%の2倍以上である。

教育機関に対する教育支出の私費負担割合(2013年)

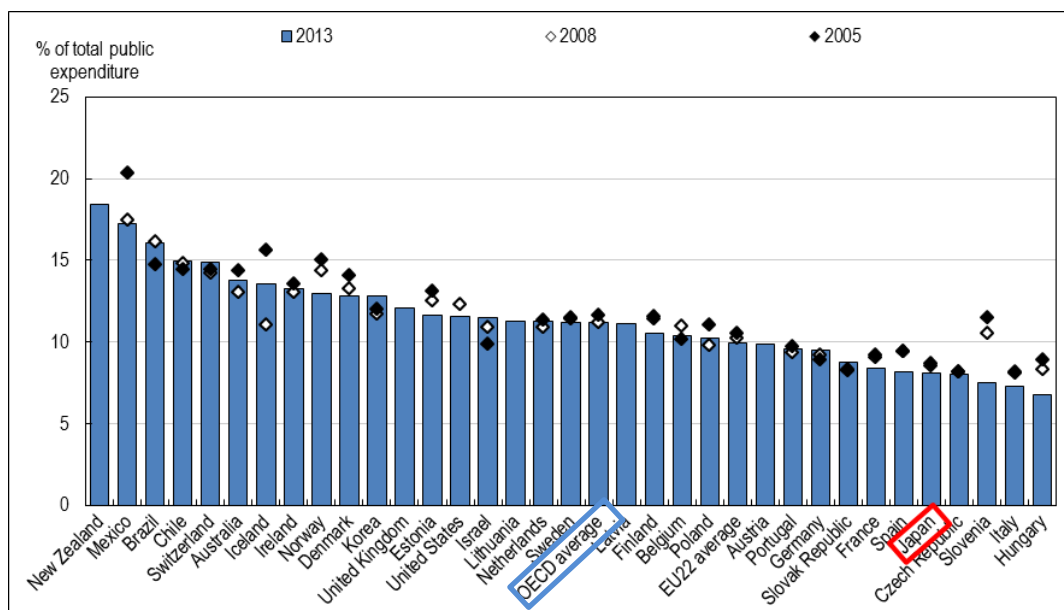


(『図表でみる教育 OECD インディケーター (2016年版)』 p.244)

こちらは、青色が初等・中等・高等（大学）教育を除いた中等後教育機関に対する、灰色は高等（大学）教育機関に対する教育支出の私費負担割合である。日本は左から二番目に示されており、高等教育に対する支出における私費負担の割合が諸外国と比べて大きいことが分かる。

公財政教育支出は、OECD 各国平均で一般政府総支出の 11.3%を占めるが、国ごとにみるとその割合は、ハンガリー、イタリア、ラトビア、スロベニアの 8%未満からブラジル、メキシコ、ニュージーランドの 16%超までとばらつきがある。日本の同割合は 8.1%と、OECD 平均を下回っている。公財政教育支出を、一般政府総支出に占める割合でみる際には、政府予算の相対的な規模を考慮する必要がある。公財政教育支出の対 GDP 比は、OECD 加盟国平均の 4.8%に対し、日本は 3.5%である。以下のグラフは一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合を示している。

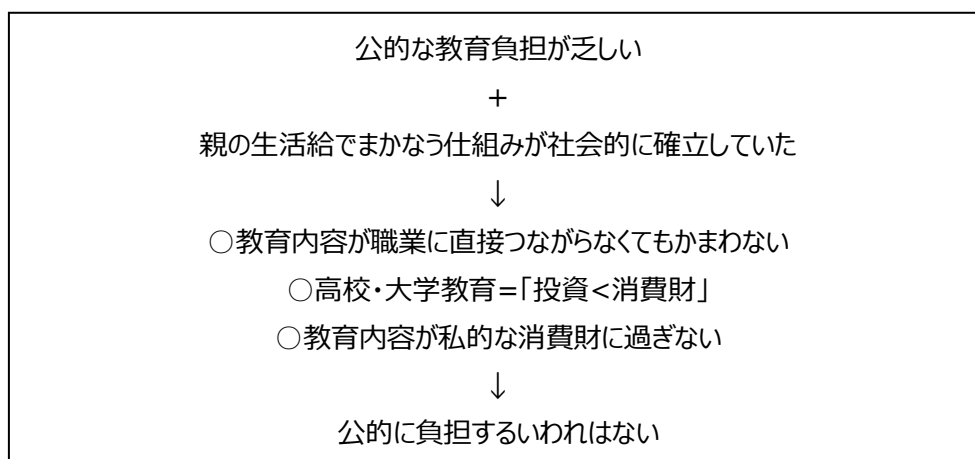
一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合(2005年、2008年、2013年)



『図表でみる教育 OECD インディケーター (2016年版)』 p.258

以上より、日本は諸外国に比べて GDP に対する教育支出の割合が低く、とくに高等教育における公財政支出が少なく、私費負担の割合が高くなっていることが確認できる。

大岡 (2014) は、高等教育に対する公的負担が少ないことを日本の賃金制度の考え方と結びつけた考えを述べている。日本の賃金は生活給の考えをとっており、生活給は妻や子どもたちが人並みの生活を送ることができるような賃金水準を労働者に保障するという意味である。子どもが高校や大学に進学することが一般的になっていけば、その授業料も生活給に含まれるようになる。公的な教育費負担が乏しく、それを親の生活給でまかなう仕組みが社会的に確立していたことが、子どもの受ける教育内容が職業につながらない私的な消費財に過ぎない状況へととなっている一つの原因であり、その考えが一般的になることで、公的負担をする意義が失われてしまっている。結果、日本では高等教育における公的負担が少なく、私費負担が大きくなる循環に陥っているのである。



(大岡頼光『教育を家族だけに任せない』 p.31-32 をもとに筆者作成)

第3章 分析編

第1節 民間団体による給付型奨学金制度

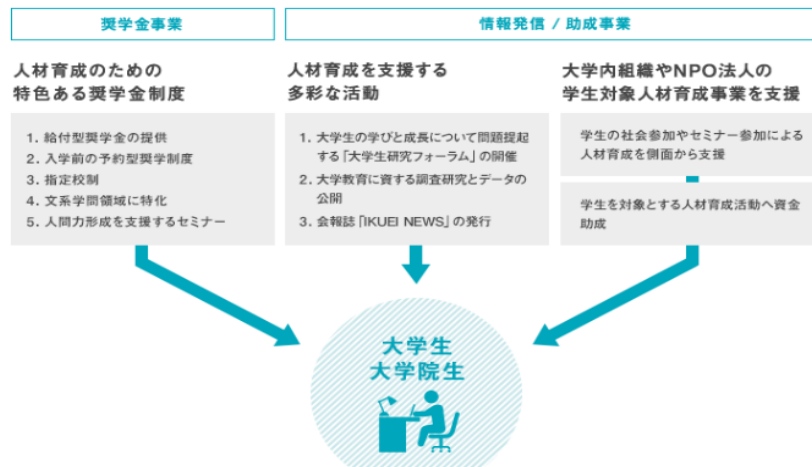
前章で述べたように、日本学生支援機構による給付型奨学金が2018年度から本格実施されることとなっている。しかし、対象者は2万人と限られており、まだまだ十分とは言えない。また、日本は諸外国と比べて教育に対する公的な支出が少なく、私費負担が大きくなっているが、日本の今の財政状況をふまえると公的支出を拡大していくことは容易でない。そこで、公私の教育費負担を企業等の民間団体が支援できるのではないかと考え、調査を行ったところ多くの民間団体が給付型奨学金制度を設けていることが分かった。奨学支援を事業とする財団法人であるため、CSR活動とは異なるが、本稿では企業と関連のある財団法人を取り上げる。

第1項 公益財団法人電通育英会

公益財団法人電通育英会は株式会社電通の出捐により、昭和38年3月18日に設立された、奨学事業および人材育成事業を行っている公益財団法人である。優秀でありながら経済的理由により就学が困難な、日本国内で学ぶ大学生・大学院生に対する奨学金の貸与・給付および留学生に対する奨学金の給付を行うとともに、育英に関する調査研究・情報提供、大学生等の人材育成活動に対する助成事業を行い、もって社会を牽引する人材を育成すること¹²を目的としている。具体的には、以下の図にある事業を行っている。

¹² 公益財団法人電通育英会 財団情報 概要

すべての活動は有用な人材育成のために



(公益財団法人電通育英会 財団情報 事業案内)

(1)奨学金事業

電通育英会は、1965年に15名の奨学生を採用し、貸与奨学事業を開始した。その後、採用者数を徐々に増やし、2009年までの44年間に計2,513名の大学生に奨学金の貸与を行ってきた。2006年からは大学院生、および大学院留学生への給付事業を開始し、2016年までに大学院生計193名、大学院留学生計74名に奨学金を給付してきた。さらに、2009年から高校時予約型の給付奨学生の募集を開始し、2017年までに計466名の大学生に奨学金を給付している。

現在、給付型の大学奨学金制度には、一般枠、芸術枠の2種類があり、対象公立高校の校長から推薦された奨学生候補者の中から、書類選考、面接選考を経て、理事長が一般枠約70名、芸術枠約5名を奨学生内定者とする。内定者が財団指定の大学に合格した段階で、奨学生とし正式採用される。一般枠の応募資格には高校(150校)および大学(55校)の指定があるほか、成績基準(評定平均4.0以上)と家計基準(家計の支払う住民税の課税所得の合計が250万円未満の家庭)が定められている。今回調査した35団体の中では最も多くの基準が設けられており、比較的条件が厳しいと言える。

奨学生として採用された場合は、最長4年間、月額6万円が奨学金として給付されるほか、内定者には受験等助成金として10万円、入学一時金として30万円が給付される。さらに、大学入学後の海外留学や海外ボランティアなどの活動に対して、奨学機関の4年間累計100万円まで支援する海外留学・活動支援制度がある。月々の奨学金の給付だけでなく、手厚い支援が特徴である。また、奨学生には年1回の「生活状況報告書」と「成績表」の提出に加え、「大学生セミナー」および「奨学生の集い」への出席が義務付けられている。

(2)情報発信／助成事業

- ・人材育成への助成事業

有用な人材育成を進めるための事業として、2012年4月より、大学生を中心に大学院生・高校生までもを対象とした人材育成に取り組んでいる大学学内組織やNPO法人の活動（キャリア形成支援、インターンシップ、ボランティア活動、学習支援、各種セミナー）に対する助成事業を行い、学生の人材育成を支援している。

- ・大学生研究フォーラム

2008年から京都大学高等教育研究開発推進センターと共催でスタートした。2011年の第4回開催からは、東京大学大学総合教育センターも加わり、次代を担う人材の育成について議論の場を無料提供している。

- ・大学生への意識調査

大学を中心とする高等教育機関、その研究機関と協力し、大学生のキャリア意識並びに生活意識・生活行動・学習行動等に関する調査・研究活動を行っている。

- ・会報誌 IKUEI NEWS の発行

大学の教育現場、学生の生活現場を取材するとともに、専門家寄稿、先輩から学生へのメッセージや外国の大学生生活などを紹介している。年4回各約4000部を発行し、希望者に無料配布している。

第2項 公益財団法人コカ・コーラ教育環境財団



(公益財団法人コカ・コーラ教育環境財団 財団概要 事業活動概要)

コカ・コーラ教育環境財団は2007年6月に設立以来、青少年の育成と彼らを取りまく地域社会を支える人材の育成を目的として、「環境教育」「スポーツ教育」「奨学支援」の3つの事業を継続して実施している。加えて、2011年3月11日の東日本大震災の発生を受けて2011年から「復興支援事業」を開始し、東日本大震災および熊本地震の

復興支援活動を行っている。

(1)奨学支援事業

1966年の開始から50年間継続しており、これまでに2,232名の卒業生を社会に送り出してきた。1970年からは全国のボトラー各社と日本コカ・コーラが共同で、毎年全国から推薦された成績優秀な高校生に大学在学期間中、返済の義務がなく、将来の就職等についても義務が課せられない奨学金を授与している。

平成30年度応募資格には、「学校教育法による日本国内の高等学校(国立・公立・私立の全日制・定時制・通信制のいずれでも可、中等教育学校の後期課程でも可)に在学し、平成30年3月卒業見込みの者で、人物・学力ともにすぐれ、かつ向学心に燃えているが、経済上の理由により大学に進学が困難な事情にある者であれば、国籍に関係なく応募できる。ただし、平成30年4月に学校教育法による日本国内の国立・公立・私立のいずれかの大学(夜間学部およびそれに類する学部・学科・通信学部および短期大学を除く)に進学することが条件」と記されている。ここから、高校および大学の条件は特に設けられていないことが分かる。

奨学生の採用は原則として、東京都4名、北海道2名、その他の府県は各1名の計51名というように、都道府県別の採用を行っている。奨学金は大学における正規の最短修業年限まで、月額1万5千円を給与する。

(2)環境教育事業

全国各地で展開されている地域における環境活動の顕彰、地域の廃校を生かした環境教育のモデル拠点作り、環境リーダーを育てる教育の支援、これら3つのテーマが中心をなっている。具体的には、地域の環境教育を応援する「コカ・コーラ環境教育賞」の表彰、コカ・コーラ環境フォーラムの実施、体験型環境教育プログラムの拠点として廃校を再生した「雨煙別小学校コカ・コーラ環境ハウス」の運営、「環境教育」をテーマとした寄付講座やコカ・コーラ学生環境サミットの開催を通して、地域社会や国際的な課題にも応えることができる「心豊かでたくましい」人材育成をめざしている。

(3)スポーツ教育事業

子どもの基礎体力や運動能力の低下に対する取り組みとして、陸上400m走日本記録保持者の高野進先生の指導のもと、日本ランニング振興機構(JRPO)による「コカ・コーラ出前かけっこ教室」と「コカ・コーラかけっこクリニック」、「JRPOジュニアランニング指導員講習会」を実施している。

(4)復興支援事業

被災地域の課題である「学習の機会が少ない」「経済的な事情で学ぶ機会がない」青少年(中学生以上)に対して、教育支援と機会の提供を行うほか、「熊本地震」被災地域の復興支援活動のため、熊本地震災害基金を設立した。

第3項 給付型奨学金制度の比較

本稿では、以下の35団体について調査し、比較をしていく。
対象とする団体は以下の条件①～③をもとに選定した。

- ①給付型奨学金制度を設けている団体についてまとめられた web ページ (<https://奨学金.net/archives/>)に記載されている団体であること
- ②大学学部生を対象とした制度であること
- ③奨学金制度について一定の情報が得られること

- | | | |
|------------------------|-------------------|----------------|
| (公財)電通育英会 | (公財)青井奨学会 | (一財)ジェイティ奨学財団 |
| (公財)コカ・コーラ教育環境財団 | (公財)三菱 UFJ 信託奨学財団 | |
| (公財)伊藤謝恩育英財団 | (公財)四宮育英奨学会 | (公財)樫山育英財団 |
| (公財)佐藤奨学会 | (公財)新日本奨学会 | (公財)竹中育英会 |
| (一財)ダイオーズ記念財団 | (一財)大森昌三記念財団 | (公財)川村育英会 |
| (公財)中董奨学会 | (公財)日本証券奨学財団 | (公財)森下仁丹奨学会 |
| (公財)戸田育英財団 | (一財)野崎わかば会 | (公財)木下記念事業財団 |
| (公財)北澤育英会 | (公財)小原白梅育英財団 | (公財)牛久保・天田育英財団 |
| (公財)山田育英会 | (公財)大黒天財団 | (公財)近藤記念財団 |
| (公財)日鉄鋳業奨学会 | (一財)中西奨学会 | (公財)尚志社 |
| (公財)江頭ホスピタリティ事業振興財団 | (公財)シマノ財団 | |
| (公財)日揮・実吉奨学会 | (公財)戸部眞紀財団 | |
| (公財)フジシールパッケージング教育振興財団 | (公財)林レオロジー記念財団 | |
- ※順不同
- ※(公財)=公益財団法人、(一財)=一般財団法人

上記35団体が設けている給付型奨学金制度の概要および募集要項の内容を比較した結果、以下(1)～(3)の3つの点にそれぞれ特色があると分かった。

(1) 応募要件

給付型奨学金を受ける際に応募できる条件としては主に、在籍高校、進学予定/在籍大学、進学予定/所属学部、成績基準、家計基準主の5つの条件がある。この中で最も多くの団体が応募者の条件としているのは、進学予定大学/在籍大学の指定であり、35団体中17団体が採用している。また、5つすべての条件を設けている団体はなく、最も多いの

は4条件を設けている1団体であった。

(2) 給付開始時期

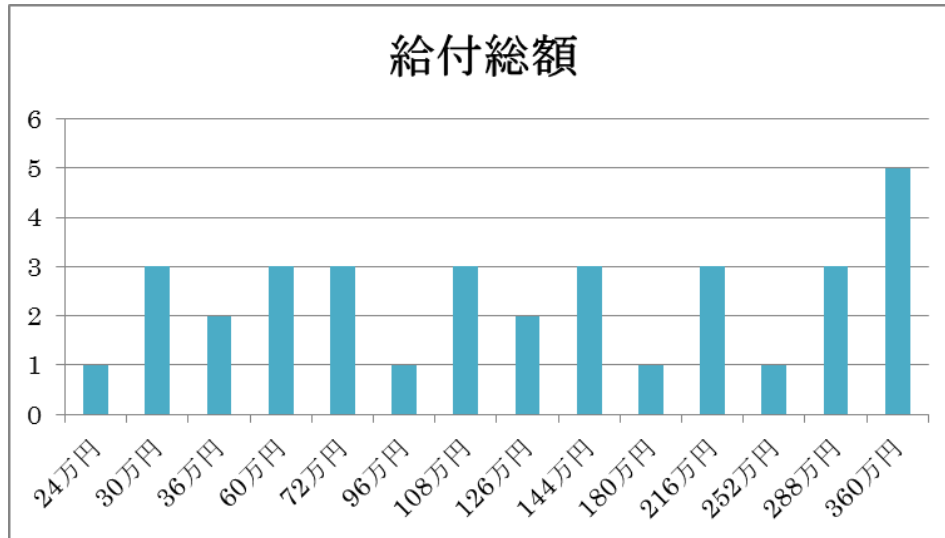
給付を受けることができるようになる時期は35団体中10団体で特に指定がなく、10団体で大学1年生から、残りの15団体は大学2年生以上からとなっている。3分の1以上の団体が大学2年生以上を対象としている点が注目すべきところである。大学進学にあたり、経済的に厳しい家庭を支援すると考えれば、入学時からの援助が妥当ではないだろうか。一方で大学1年生は対象としていない団体が多く存在する理由としては、大学での1年間を経て、今後の大学生活をどのように過ごすかを考えたうえで奨学金が必要となった学生を対象としている、奨学生として採用するか否かを決める際に大学入学後の学業への取り組みを重視していることが考えられる。

(3) 給付金額および期間

奨学金の給付方法は主に2つに分けることができる。1つめは毎月決まった額を給付する方法であり、もう1つは1年分をまとめて給付する方法である。前者を採用している団体が31団体と大半を占めている。また、団体によっては国公立大学であるか私立大学であるか、および自宅生であるか自宅外生であるかにより給付額に差をつけている。

	1年間	2年間	3年間	4年間	最長6年間	計
1万円/月			1			1
1万5千円/月					1	1
2万円/月	1				2	3
2万5千円/月・30万円/年	3				1	4
3万円/月	1	3	2	1	3	10
3万5千円/月			2		1	3
4万円/月		1			1	2
5万円/月・60万円/年	3				5	8
6万円/月				2		2
計	8	4	5	3	14	34

(筆者作成)



(筆者作成)

給付月額は、各団体の制度における最低額(国公立+自宅生 等)を使って、表の作成及び、給付総額の算出をした。給付総額を見ると、上記表のとおり、団体によって 24 万円から 360 万円の幅までばらつきがあることが分かる。24 万円から 60 万円になるものは、1 団体を除いて給付期間が 1 年間のものであった。最も多くの 5 団体が該当する総額 360 万円は月 5 万円もしくは年 60 万円を最長 6 年間給付する制度を設けている団体であった。

第 2 節 企業による返済支援制度

奨学金を給付すること以外に、民間団体が行う経済的な支援はないか調査したところ、社員に対して奨学金の返済支援制度を設けている企業を 14 社見つけた。従業員を対象とした CSR 活動として本節では、それらの企業が実施している制度の特徴をとらえ、より良い制度設計を検討していく。

第 1 項 株式会社ニフコ

(株)ニフコは 1967 年に日本工業ファスナー株式会社として設立された、プラスチック工業用ファスナーの製造・販売を行う企業である。その製品は多くの自動車に搭載されており、日系自動車分野向けではトップシェアを有している。

(株)ニフコでは、「ニフコで働いてよかった」と思える職場環境づくりを目的として、奨学金返済支援制度を設立した。対象者は新卒入社社員に限られており、論文による選考を実施する予定である。毎月の給与に実返済額を上乗せして最大 100 万円を支給する制度となっている。

対象者	2018年4月以降の新卒入社社員 ※高等教育機関：大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）および大学院を卒業した者
対象人数	10名
選考方法	論文による選考予定
対象奨学金	貸与型の公的奨学金および会社が認めた奨学金
内容	2018年6月を支給開始月として、最長6年間毎月給与に上乗せして支給します。 実返済額内で上限として1人あたり「最大100万円」を支給します。

(NIFCO RECRUTING SITE 奨学金返済支援制度)

第2項 株式会社ノバレーゼ

(株)ノバレーゼは婚礼プロデュース部門・婚礼衣装部門・レストラン部門からなるブライダル事業とレストラン特化型事業を行う、2000年に創立した企業である。

活躍するスタッフがもっと頑張りたいくなるような「仕掛け」を積極的に作り出すこと、向上心や誇りを持ちながら長く働き続けるための環境づくりに力を入れており、さまざまな福利厚生が整っている。

育休3年	リフレッシュ休暇制度 3年毎に 30日間の休暇を付与	20,000円 レストラン利用補助制度	年間MVP 賞金最大100万円
殿堂入り制度 永久に120万円	ROCKの日	ノバレーゼ レポリューション 新規事業提案制度	勤続10周年記念 海外旅行
地球の日 ノー残業デー	勤務時間や日数など “働き方”を変えられる フレックスキャリア 制度	異動交渉ができる FA制度	料理、サービスなどの レストラン技能向上 コンクール 支援制度
最大200万円 奨学金返済支援制度	戻ってこいよ求人 再雇用制度	住宅手当 全国型手当 赴任手当 海外出向手当	自己申告制度

(ノバレーゼ 新卒採用情報 2018 福利厚生)

そのうちの 하나가職場環境の向上、優秀な学生の確保、社員のモチベーションアップ、長期雇用促進を目的とした奨学金返済支援制度である。(株)ノバレーゼでは、奨学金を返済している勤続年数が5年と10年のスタッフに、未返済分に対しそれぞれ上限100万円、最大200万円を支給する。こちらは、第1項で取り上げた(株)ニフコとは異なり、2回の節目に大きい額をまとめて支給する形で支援を行う。

第3項 返済支援制度の比較

今回、比較の対象としたのは以下の14社である。

(株)GOSPA	NEXUS(株)	旭テクノプラント(株)	(株)オンデーズ
(株)クロスキャット	(株)コヤマドライビングスクール		
(株)シノケングループ	情熱ダイニング(株)	(株)情報戦略テクノロジー	
(株)ニフコ	(株)ノバレーゼ	(株)武蔵野	(株)ゆで太郎システム
六興電気(株)			※順不同

各社の制度概要を比較した結果、支給対象となる条件、支給タイミングおよび支給額に違いが見られた。

(1)支給対象となるための条件

14社すべての企業において、その企業に所属していることが返済支援を受けるうえでの条件となっている。新卒入社社員に限定している企業は5社であった。入社後一定の年数が経過してから支給されることとなっている企業は2社のみであり、ほとんどの企業で入社1年目から支援を受けることができるようになっている。また、2社では社内試験を実施し、支援対象者を決めている。

(2)支給時期および支給額

14社中11社では、月々の給与に月々の返済額全額もしくは一部を上乗せして支給することにより、返済支援を行っている。残りの3社では、ある時点での返済残高相当を一括して支給する(上限額の規定あり)ことで、支援している。支給期間は、3年間から完済するまでと幅広く、企業ごとの違いが見られる。

給与を上乗せして支給している企業では、6社が月々の返済額相当額を、2社が返済額の半額、1社が返済額の一部を支給しているほか、上限を月2万5千円、月1万円としている企業が各1社となっている。

第4章 考察・提言

前章では、民間団体や企業が学生を経済的に支援している取り組みとして、給付型奨学金制度と返済支援制度についてさまざまな団体・企業の制度を分析した。本章では、制度の違いや特色がある中で、どんな制度がよりよいと言えるか、前章の各節第3項をふまえ、以下を提言として示す。

(1)給付型奨学金制度

・応募要件：各団体がどのような学生を支援したいかという考えの表れであるため、厳しい方が良く、より幅広く受け入れる方が良い、などと一概に言うことはできないと結論づけた。よって、条件に関しては明確に示さないこととし、各団体が支援したいと考える学生像に合わせた要件を定めるべきであるとする。

・給付開始時期：経済的理由で大学進学をあきらめてしまう学生を減らすためには、大学1年次から給付を行うべきである。さらに、高校在学時に奨学金が受けられると決定していることが重要であるとする。一方で、大学生活を経たうえで奨学金を必要とする学生や入学後に経済状況が変わることも十分に考えられるため、大学2年生以上から申請できる奨学金制度も必要である。よって、給付開始時期は、予約型の大学1年生から給付するものと大学入学後に申請を受け付けて給付を行うもの二種を整備すべきであるとする。

・給付金額および期間：大学種別や通学の仕方(自宅からか自宅外からか)等に合わせた適切な額を給付することが望ましく、目安としては日本学生支援機構の支給額が挙げられる。しかし、各団体の財務状況に左右されるものでもあるため、奨学金の受給を希望する学生自身が必要とする適切な給付額の制度を見極めることが重要となってくるだろう。また、受給開始時期から卒業まで経済的な不安を抱えることなく学生が大学生活を送るためにも、最短修学期間中は継続して給付することが必要であるとする。

(2)返済支援制度

・条件：多くの社員にとって、より働きたいと思えるような職場づくりを目指すのであれば、新卒だけでなく中途入社社員も対象にすべきだろう。奨学金を返済している社員全員に対して支援することが最善であるが、社内試験により支援対象を選抜することも否定できない。勤続年数を条件とすることは、職業選択の自由の観点から見るとよいと言えるが、企業側としても支援した分をその企業で働くことで返してもらえることが望ましいと考えられることから、条件としては適切であるとする。

・支給時期および支給額：一括して大きい額を支給するよりも、月々の返済額を給与に上乗せして支給する方が、返済する社員にとっても支給する企業にとっても奨学金返済のためのお金であることがより明確になるのではないだろうか。よって、毎月の給与に月々の返済額相当額を合わせて支給するべきであるとする。

(3)共通の課題

最後に、給付型奨学金制度及び奨学金返済支援制度の両方に関わる課題を挙げる。筆者自身も今回の調査を行うまでは知らなかったように、どちらの制度も学生の認知度が不十分なのではないだろうか。より多くの人々が経済的な不安を抱えることなく大学に進学できるためにも、返済の不安を抱えて過ごす社会人を一人でも少なくするためにも、これらの制度はもっと知られるべきである。給付型奨学金制度については、在学している高校や大学を通して募集しているものが多いため、各高校や大学が学生に対し十分に知らせる必要がある。返済支援制度を設けている企業は、学生に対して自社が持つ制度をアピールするこ

とが必要であるが、学生に直接アプローチすることは難しいと考えられる。そこで、日本学生支援機構等の奨学金を貸与している立場から、魅力ある制度が整えられている団体及び企業を紹介することも可能ではないだろうか。具体的には、制度を設けている企業等に機構への登録をしてもらい、登録した企業に関して機構が学生に対して直接情報を提供する仕組みが考えられる。また、就活支援サイトで支援を行っている企業を特集する等により、多くの学生がそういった企業の存在を知る機会を拡大でき、これは就活支援サイトを運営する企業の CSR 活動の一部ともなりうるだろう。

加えて、給付型奨学金を実施している団体等をまとめて掲載している web ページはあるものの、対象等の統一性がなく団体名が羅列されるだけとなっており、決してわかりやすいとはいえない。返済支援制度については、特にまとめられたものはなく、情報を集めたプラットフォームの必要性が感じられる。一団体、一企業だけで情報の発信をするのではなく、企業同士に加えて産官の枠をこえた連携が求められるだろう。

おわりに

本稿では、2018 年度から給付型奨学金が実施される予定であることをきっかけに、日本の高等教育における教育費負担や大学進学等の現状を踏まえ、国による支援に限らず、企業や民間団体ができることはないかという視点で給付型奨学金および返済支援のよりよいあり方を検討してきた。しかし、本論文では二つの制度に対して十分な提言を行うことはできなかったと感じている。今後も学生ではない立場からこの問題について自分なりに関心を持ち、注目し続けたい。また、調査の対象とした民間団体および企業に対してヒアリングを行うことができず、主観的な意見が中心となってしまったことが悔やまれる。

一方で、高浦先生をはじめ、奨学金を受給していない人には考えづらいテーマであったにも関わらず、それぞれの立場から多様な意見やアドバイスを下さった高浦ゼミの 3, 4 年生のご協力もあり、本稿を書き上げることができました。高浦ゼミの皆様にご心より感謝申し上げます。

参考文献・資料・ホームページ

- ・大岡頼光 『教育を家族だけに任せない—大学進学保障を保育の無償化から—』、勁草書房、2014
- ・安田賢治 『教育費破産』、祥伝社新書、2016
- ・経済協力開発機構
『図表でみる教育 OECD インディケータ (2016 年版)』
- ・独立行政法人 日本学生支援機構 『日本学生支援機構について』平成 29 年 3 月

(http://www.jasso.go.jp/about/ir/minkari/__icsFiles/afieldfile/2017/03/14/29minkari_ir.pdf)

- ・独立行政法人 日本学生支援機構 『奨学金事業への理解を深めていただくために』

(http://www.jasso.go.jp/about/information/__icsFiles/afieldfile/2017/11/14/s_gorikai2017.pdf)

- ・独立行政法人 日本学生支援機構 『日本学生機構奨学金の貸与と返還の現状』

(http://www.jasso.go.jp/about/disclosure/sonota/kikanhoshoyokensyoiinkai/__icsFiles/afieldfile/2015/10/20/03_genjyo25_1.pdf)

- ・参議院常任委員会調査室・特別調査室 『給付型奨学金制度の創設』

(http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2017pdf/20170508065.pdf)

- ・文部科学省 『平成 28 年度学校基本調査(確定値)の公表について』

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2016/12/22/1375035_1.pdf)

- ・文部科学省 『国公立大学の授業料等の推移』

(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/__icsFiles/afieldfile/2015/12/25/1365662_03.pdf)

- ・文部科学省 給付型奨学金制度検討チーム 『給付型奨学金制度の設計について』

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/__icsFiles/afieldfile/2016/12/19/1380717_2_1.pdf)

- ・OECD 東京センター 『2016 年版 (カントリーノート：日本)』

(<http://www.oecd.org/education/skills-beyond-school/EAG2016-Japan.pdf>)

- ・奨学金.net (<https://奨学金.net/archives/>)

- ・公益財団法人電通育英会 (<http://www.dentsu-ikueikai.or.jp/>)

- ・公益財団法人コカ・コーラ教育環境財団 (<https://www.cocacola-zaidan.jp/>)

- ・株式会社ノバレーゼ (<http://www.novarese.co.jp/>)

(<http://www.novarese.co.jp/recruit/new-graduate/index.html>)

- ・株式会社ニフコ (<https://www.nifco.com/>)

(<https://www.nifco.com/recruit/index.html>)